

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者の皆様へ

チャンスです!

チラシ・商品パッケージの作製、商談会
展示会へ出展など販路拡大・地産外商に
取り組む事業にかかる経費の一部を補助。

経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取り組みに対し、

50万円 を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます

経営計画の策定や補助事業計画書の作成・申請手続き、
事業の実施にあたって、商工会議所がサポートします。
この機会にぜひ自らの事業の見直しを行ってみませんか。

対象は、製造業や小売業に限らずご利用できます。
まずは商工会議所へご連絡を!

(お問合わせ先)

土佐清水商工会議所 電話:82-0279

「平成30年度第2次補正持続化補助金」で検索すると、公募要領等が確認できます。

○手続きの期限等

申請締切り	令和元年6月12日(水)
採択結果公表	令和元年7月末頃予定
実施期限	令和元年12月31日(火)

※申請書類の作成等期間も踏まえて

令和元年5月31日(金)までに お申し込みください。

◆補助対象者

小規模事業者 [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

◆対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費
車両購入費（買い物弱者対策事業の場合に限ります）

◆補助率・補助額

補助率 補助対象経費の2/3以内

補助額 上限50万円

※複数の事業者が連携する場合には、上限は100～500万円です。

※「買い物弱者対策の取組み」は、上限100万円です。

◆申請手続

